

## 耐震性能を有する建物について

耐震性能を有する建物とは、新耐震基準を満たす建物をいいます。  
全部事項証明書（建物）において以下のことが確認できる場合には、新耐震基準を満たすものとして取り扱うものとします。

- 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工

上記に該当しない場合にあっては、昭和56年6月以降に着工したことが確認できる書類、又は、新耐震基準を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類を提出してください。

## 最低居住面積水準について

世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

- ① 単身者 25 m<sup>2</sup>
- ② 2人以上の世帯 10 m<sup>2</sup>×世帯人数+10 m<sup>2</sup>

### ■世帯人数別の面積例

	世帯人数別の住戸専用面積(例)(単位:m <sup>2</sup> )			
	単身	2人	3人	4人
最低居住面積水準	25	30【30】	40【35】	50【45】

### 【】内は3～5歳児が1名いる場合

注1)上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2)世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3)申請書を受理した時点での年齢で算定する。ただし、出産予定は0歳児として算定する。

近居同居支援事業のホームページにて、世帯人員を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご活用ください。